# 令和5年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導 【報酬算定に係る留意事項等について】

訪問系サービス 編 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

> 令和6年2月 明石市福祉局生活支援室障害福祉課

# 目次

1. 各種減算について	
(1)身体拘束廃止未実施減算	P. 3
2. 各種加算について	
(1)福祉・介護職員処遇改善加算	P. 6
(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算	P. 8
(3)送迎加算	P. 9
(4)特定事業所加算	P.10

## 3. 各種減算について

### (1)身体拘束廃止未実施減算

【 対象サービス 】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【 主な指摘事例 】

- ▶身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ▶身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない。
- ▶従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない。

- 身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない(①から④のいずれかに該当する)場合に利用者全員について減算となります。
- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に(1年に1回以上)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていない。 年度ではなく直近1年です!
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施していない。

## 3. 各種減算について

### (1)身体拘束廃止未実施減算

#### 留意点

- 身体拘束等を行っていない場合も、身体拘束等の適正化を図る措置を講じる必要があります。
- 当該減算については、前述の(1)~(4)のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を指定権者(明石市)に提出した後、事実が生じた月 $^{*1}$ から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者(明石市)に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月 $^{*2}$ までの間について、利用者全員に対して、1日につき5単位を所定単位数から減算します。
  - ※1実地指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月
  - ※2改善報告で改善が認められた月
- 改善計画提出後、最低3か月は減算が生じることになります。

減算適用の考え方 (例)

令和5年5月Ⅰ0日に実地指導にて研修を実施していないことを確認⇒事実が生じた月=令和5年5月

令和5年5月25日に改善計画を明石市に提出

令和5年8月30日に改善報告を明石市に提出し、改善が認める⇒改善が認められた月=令和5年8月

減算適用期間:令和5年6月~令和5年8月

## 3. 各種減算について

### (1)身体拘束廃止未実施減算

【 厚労省Q&A 一部抜粋 】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日)

問18 身体拘束廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、年度で考えるのか。または、直近1年で考えるのか。

(答) 直近1年で考える。

(例) 令和6年2月に行った場合、 令和7年1月31日までに開催すること。 ※令和7年3月31日ではない

- 問19 身体拘束廃止未実施減算については、「事実が生じた場合」に「事実が生じた月の翌月」から減算することとされている。実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の適用はどのようになるか。
- (答)「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す。このため、例えば、令和 5 年 5 月 1 日に運営基準を満たしていないと確認できた場合は、令和 5 年 6 月サービス提供分から減算を行うこととなる。

### (1)福祉-介護職員処遇改善加算

【 対象サービス 】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

#### 【 主な指摘事例 】

- ▶加算金額がサービス提供責任者に充当されている。
- ▶加算区分に応じたキャリアパス要件の全てを満たしていない。
- ▶ 処遇改善計画書の内容を全ての従業者に周知していない。

- 当該加算の対象は<u>直接処遇職員に限られる</u>ため、<u>法人代表者、管理者、サービス管理責任者、サービス提供</u> 責任者、児童発達支援管理責任者は加算の対象外です(対象職員を兼務する場合であって、常勤換算上勤務 時間の算入が認められる場合を除きます。)。
- 対象となる職種は、ホームヘルパー、生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員、賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等

### (1)福祉•介護職員処遇改善加算

#### 留意点

● 加算区分に応じたキャリアパス要件を全て満たす必要があります。加算取得の要件となるキャリアパス要件の概要は下記のとおりです。

キャリアパス要件Ⅰ:職位、職責又は職務内容等の要件及び職務内容等に応じた賃金体系を定めること

キャリアパス要件Ⅱ:資質向上の目標及び研修機会の提供、資格取得のための支援に関する具体的な計画を策

定すること

キャリアパス要件Ⅲ:経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定

する仕組みを設けること

● 処遇改善計画書の内容(賃金改善の方法、キャリアパス要件、職場環境要件の内容等を含む)を全ての従業者に周知する必要があります。周知については、全従業者への文書による通知等が考えられますが、各法人・事業所において適切な方法で実施してください。

### (2)福祉•介護職員等特定処遇改善加算

【 対象サービス 】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【 主な指摘事例 】

▶特定事業所加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず特定加算(I)を算定している。

- 特定加算(I)については、配置等要件である特定事業所加算の算定要件を満たしている必要があります。 ※重度障害者等包括支援にあっては配置等要件がないため、特定加算の区分は1つとなります。
- <u>年度途中で特定事業所加算の算定要件を満たすことができなくなった場合</u>は、特定事業所加算のみならず、 特定処遇改善加算の区分を(I)から(II)に変更してください。人事異動等により、資格を有する職員の 割合、常勤職員の割合等が変わる場合は、特定事業所加算の算定要件を満たしているかを確認するとともに、 特定処遇改善加算の区分も確認してください。

### (3)送迎加算

【 対象サービス 】

重度障害者等包括支援

【 主な指摘事例 】

- ▶ 算定の根拠となる送迎記録を作成していない。
- ▶ 送迎記録と請求されている実績とが一致しない。

- 短期入所の利用者に対して、居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に算定することができます。
- 算定回数の根拠となる記録(送迎日時、利用者名、送迎場所、運転者名等)を利用者ごとに作成しておく必要があります。
- 片道ずつ算定するものであるため、往路と復路を別々に記録してください。

### (4)特定事業所加算

【 対象サービス 】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

加算区分(I~IV)に応じた体制・人材・重度障害者対応要件を全て満たす場合に算定できる加算です。

#### 留意点

- 特定事業所加算は、良質な人材の確保とサービスの質の向上に取組む事業所が、条件に応じて取得できる加算です。報酬告示等で定められた要件を全て満たしていなければ算定することはできません。
- 厚生労働省から出ている報酬告示及び留意事項通知の内容を十分に確認してください。
- 加算の届出以降も、全ての要件を満たしている必要があり、継続して要件を満たしていない場合は加算を算定することができません。
- 算定要件を満たさなくなった場合には、速やかに加算の変更又は終了の届出を提出してください。
- 算定要件を満たさない事実が発生した日が属する月の翌月分から算定を行うことができません。

≪厚労省Q&A 一部抜粋≫

平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (VOL.1) 問2-2

• 加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。

### (4)特定事業所加算

#### ≪体制要件≫

①計画的な研修の実施(対象:居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

#### 【主な指摘事例】

▶ 登録ヘルパーも含めたすべての従業者に対し、従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施していない。

#### 留意点

- 登録ヘルパーも含めた<u>すべての従業者※</u>に対し、従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施してください。
  - ※特定事業所加算(Ⅰ)~(Ⅲ)は、すべての従業者に対して実施。特定事業所加算(Ⅳ)は、<u>すべてのサービス</u> 提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとの研修計画を作成し、研修を実施してください。

- 従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。
- 《厚労省O&A 一部抜粋》
- 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL.3) 問2-2
- すべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

### (4)特定事業所加算

#### ≪体制要件≫

②従業者の技術指導等を目的とした会議の定期的開催(対象:居宅介護:同行援護:行動援護)

【 主な指摘事例 】

- ▶ 登録ヘルパーも含めたすべての従業者が会議に出席していない。
- ▶会議の概要が記録されていない。

#### 留意点

- サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めた<u>すべての従業者</u>が会議に出席しなければなりません。
- ●会議は概ね1月に1回以上開催し、会議の開催状況について、その概要を記録する必要があります。

#### 《留意事項通知 一部抜粋》

• 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

### (4)特定事業所加算

#### ≪体制要件≫

②従業者の技術指導等を目的とした会議の定期的開催<u>又は研修の実施</u>(対象:<u>重度訪問介護</u>)

#### 【 主な指摘事例 】

- ▶ 登録ヘルパーも含めたすべての従業者が会議に出席していない。
- ▶会議の概要が記録されていない。

#### 留意点

- サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めた<u>すべての従業者</u>が会議に出席しなければなりません。
- 会議は概ね1月に1回以上開催し、会議の開催状況について、その概要を記録する必要があります。

#### ※研修の実施について

- 利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所において適用されます。
- サービス提供責任者が従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の 伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行ってください。

### (4)特定事業所加算

- 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。
- 年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、要件のうち「又はサービス提供責任者が従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用するものとし、必ずしも毎月開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況の概要を記録すること。

### (4)特定事業所加算

#### ≪体制要件≫

③文書等による指示及びサービス提供後の報告(対象:居宅介護・同行援護・行動援護)

【 主な指摘事例 】

- ▶ サービス提供ごとに留意事項等の伝達及びサービス提供後の報告が実施されていない。
- ▶ サービス提供責任者と従業者間の伝達・報告の記録が保管されていない。

- サービス提供責任者から従業者への伝達は文書等の確実な方法(直接面接しながら文書を手交する、FAX、メール等)で実施してください。
- サービス提供責任者は、従業者から受けるサービス提供終了後の報告内容について、文書にて記録を保存しなければなりません。
- 伝達や報告がサービス提供ごとに実施されていない場合、または実施していても口頭のみで文書等で残されていない場合は、いずれも算定要件を満たしていないこととなります。
- <u>「前回のサービス提供時の状況」は、毎回確実に伝達・報告し、文書に残す</u>必要があります。

### (4)特定事業所加算

- 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、 その変化の動向を含め、記載しなければならない。
  - ・利用者のADLや意欲
  - ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
  - ・家族を含む環境
  - ・前回のサービス提供時の状況
  - ・その他サービス提供に当たって必要な事項
- 「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りる。
- サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。 この場合、前回のサービス提供時の状況等については、従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。
- 「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能。
- 従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

### (4)特定事業所加算

#### ≪体制要件≫

③文書等による指示(対象:重度訪問介護)

【 主な指摘事例 】

- ▶ サービス提供責任者から従業者へ留意事項等の伝達が実施されていない。
- ▶ サービス提供責任者から従業者へ文書等により伝達した留意事項等の記録が保管されていない。

- サービス提供責任者から従業者への伝達は文書等の確実な方法(直接面接しながら文書を手交する、FAX、メール等)で実施してください。
- <u>毎月定期的(サービス提供月の前月末)</u>に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を 伝達してください。また、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場 合も同様に伝達してください。
- 伝達が毎月定期的にに実施されていない場合、または実施していても口頭のみで文書等で残されていない場合は、いずれも算定要件を満たしていないこととなります。

### (4)特定事業所加算

- 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、 その変化の動向を含め、記載しなければならない。
  - ・利用者のADLや意欲
  - ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
  - ・家族を含む環境
  - ・前月(又は留意事項等に変更があった時点)のサービス提供時の状況
  - ・その他サービス提供に当たって必要な事項
- 「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意 事項を伝達すること。
- 「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能。

### (4)特定事業所加算

#### ≪体制要件≫

(4) **定期健康診断の実施**(対象:居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

#### 【 主な指摘事例 】

▶すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施していない(一部、受診していない従業者がいる)。

- 事業所の<u>すべての従業者</u>に対し、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施してください。
- 《留意事項通知 一部抜粋》
- 「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により 実施しなければならない。
- 《厚労省O&A 一部抜粋》
- 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (VOL.1) 問2-4
- 従業者が事業者の指定した医師等と別の医師等が行う健康診断を受診し、その結果を証明するものを提出した場合は、健康診断を受診したものとして取り扱って差し支えない。

### (4)特定事業所加算

#### ≪体制要件≫

⑤**緊急時における対応方法の明示**(対象:居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

#### 留意点

● 緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し説明を行ってください。

- 事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うこと。
- 交付すべき文書は、重要事項説明書等に当該内容を明記することで足りるものとする。

### (4)特定事業所加算

#### ≪体制要件≫

(6) **熟練した従業者の同行による研修**(対象:居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

【 主な指摘事例 】

▶新規に採用した従業者に対して研修を実施した場合に、提供記録等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録するなど、その実施状況に係る記録を行っていない。

- 新規に採用したすべてのヘルパーに対して、熟練した従業者の同行による研修を実施してください。
- 同行する従業者は、<u>サービス提供責任者</u>又は<u>サービス提供責任者と同等と認められる従業者</u>(当該利用者の 障害特性を理解し、適切な介護を提供できるものであり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者か ら十分な評価がある従業者)です。
- 提供記録の備考欄等に 同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録しなければなりません。

### (4)特定事業所加算

#### 《留意事項通知 一部抜粋》

• 「熟練した従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

#### ≪厚労省Q&A 一部抜粋≫

平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (VOL.2) 問2-1

- 届出日の属する月の前3月の実績において、新規に採用したすべてのヘルパーに対して、当該研修を実施していること。
- 加算の届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用したすべてのヘルパーに対して当該研修を実施していること。
- 当該研修を実施した場合は、提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容(簡潔に)を記録すること。

### (4)特定事業所加算

#### ≪体制要件≫

⑦サービスの提供体制 (対象:<u>重度訪問介護</u>)

#### 留意点

- 運営規程に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、常時、従業者の派遣が可能となっている必要があります。
- 前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されている必要があります。
- 届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずに サービスを提供していることが必要です。サービスが提供できない場合は、加算の変更又は終了の届出を提 出してください。

#### 《留意事項诵知 一部抜粋》

• 「常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、運営規程に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。

### (4)特定事業所加算

**《人材要件**》 (対象:居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

【 主な指摘事例 】

▶加算算定日以降、介護福祉士等の割合について、毎月ごとに記録していない。

#### 留意点

- 届出を行った月以降においても、職員の割合について、継続的に所定の割合を維持しなければなりません。
- 職員の割合については、毎月ごとに記録し、所定の割合を下回った場合は、翌月分から算定することができません。

#### 《留意事項通知 一部抜粋》

- 前年度の実績が6月に満たない事業所については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。
- 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。
- 職員の割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

24

### (4)特定事業所加算

**≪重度障害者対応要件**≫ (対象:居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

【 主な指摘事例 】

▶加算算定日以降、重度障害者の割合について、毎月ごとに記録していない。

#### 留意点

- 届出を行った月以降においても、 重度障害者の割合について、継続的に所定の割合を維持しなければなりません。
- 重度障害者の割合については、毎月ごとに記録し、所定の割合を下回った場合は、翌月分から算定することができません。

#### 《留意事項诵知 一部抜粋》

- 前年度の実績が6月に満たない事業所については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。
- 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。
- 利用者の割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

25